

平成27年度公益財団法人須賀川市農業公社事業計画書

1 事業計画の基本方針

定款の目的に則った、公益財団法人としての理念に基づく次に掲げる事業の推進を図ることとする。

- (1) 須賀川市の食料、農業、農村に関する計画に基づく農業の担い手及び生産組織の育成に関する事業
- (2) 生産性の高い農業生産基盤等の整備に関する事業
- (3) 農業の持続的発展を支える環境整備に関する事業

2 事業実施計画の具体的取組内容

(1) 農地の集積に関する事業

ア 農地利用集積円滑化団体として、高齢によるリタイヤ農家等の農地を規模拡大による経営の効率化を目指す地域の担い手農家等へ集積し、効率的な食料生産基盤の整備に寄与する。

イ 現在契約中の農地の賃貸借料や手数料の管理を行う。

(2) 耕作放棄地の再生・利用に関する事業

ア 耕作放棄地の再生により、食料生産基盤である農地としての機能を回復するため、市の特産品開発業務委託事業を活用し、資源循環型地域づくりとして市が推進している菜の花プロジェクトによるナタネ栽培を行う。収穫したナタネは菜種油として学校給食へ提供する。

イ 耕作放棄地は、再生して担い手農家へ引き渡すことが本来の目的であるため、上記アによる委託事業や草刈・耕起などの依頼があれば対応し、担い手農家を支援する。

ウ 利用した農地の収穫物は地産地消推進のため直売所等で販売する。

エ 前年度に続き、小学校における野外学習の場としてのナタネ栽培の圃場を整備し授業の対応をする。

(3) 農作業の受託に関する事業

ア 東日本大震災農業生産対策事業により取得した汎用コンバインやトラクター等の農業機械を導入目的に沿って活用するため、大豆、ナタネ、そば栽培の作業を受託し、水田での転作を推進する。

イ 経営所得安定対策における交付金受領の要件を満たすために、生産物の端数などの買い入れを公社が行い、味噌や豆菓子などの加工品として販売し、地元産品の振興と転作推進に努める。

(4) 農業機械の貸出に関する事業

ア 農家が個々に所有するには大変非効率的な農業機械類を公社が廉価で貸し出し、担い手農家の経営支援につなげる。

イ 特に利用需要が多く、資源循環型の環境整備に寄与する樹木粉碎機については、昨年度に続き、さらに1台を公社の自己資金により新規に導入して利用者の利便性向上に資する。